

西播都市計画公園（龍山公園）の 変更について

相生市都市計画審議会議案参考資料

相生市 建設農林部 都市整備課

○龍山公園の概要

都市計画決定内容

名 称	西播都市計画公園3. 3. 101号龍山公園	
位 置	相生市相生及び相生4丁目	
種 別	近隣公園	
面 積	約3. 0ha	
目 的	西播地方の新興業都市として急激な発展途上にある状況において、公共的空地が狭小であるため、市民の厚生、保健、衛生、美観、教化及び防災上必要な施設として最適地と考えられる龍山一帯に都市計画公園を設定し併せて事業の執行をしようとするもの	
変 遷	昭和29年3月31日	都市計画決定 (第1号龍山公園 約2. 9ha)
	昭和30年4月 1日	一部供用開始(約0. 4ha) 広場、展望台、駐車場、植栽
	昭和61年9月16日	都市計画変更 (3. 3. 101号龍山公園 約3. 0ha) ※実測に基づき面積を変更

龍山公園位置図



展望広場



園 路

○都市計画変更の内容

- ・都市計画公園区域のうち、公園として未供用区域を削除し、都市計画公園区域＝供用区域とする。
- ・区域面積の減少に伴い、公園種別を「近隣公園」⇒「街区公園」に変更する。
- ・その他、位置の表現を現行制度の方法に修正するとともに、開設区域の土地利用を現況に合わせる。

	種別	名称	位置	面積	備考
変更前	近隣公園	3. 3. 101 龍山公園	相生市相生 及び 相生4丁目	約3. 0ha	広場、展望台、 駐車場、植栽
変更後	街区公園	2. 2. 119 龍山公園	相生市相生 字龍山、字狐 タヲ、字網ノ浦 及び 相生4丁目	約0. 4ha	広場、展望台、 植栽

変更区域図



○都市計画変更の理由

4つの観点から検証

- ①都市公園としての必要性
- ②都市公園機能の代替性
- ③公園整備の実現性
- ④建築制限

①都市公園としての必要性

当初目的

西播地方の新興業都市として急激な発展途上にある状況において、**公共的空地が狭小である**ため、市民の**厚生、保健、衛生、美観、教化**及び**防災**上必要な施設として最適地と思考される**龍山一帯に都市計画公園を設定**し併せて事業の執行をしようとするもの

現 状



当初決定時に必要とされた都市公園の機能（**環境・景観、健康・文化レクリエーション、防災**）は、現在の供用区域では充足していないが、龍山公園に近接する**相生湾の埋立により公共的空地が確保されている**ことから、決定時に求められた都市公園としての必要性は低下している。

○都市計画変更の理由

②都市公園機能の代替性

龍山公園周辺に都市公園機能を代替する施設があるか。

環境・景観

都市公園（中央公園、天神山公園）、寺社（天満神社、蛭子神社、光明寺）、公共施設（遠見山公園）

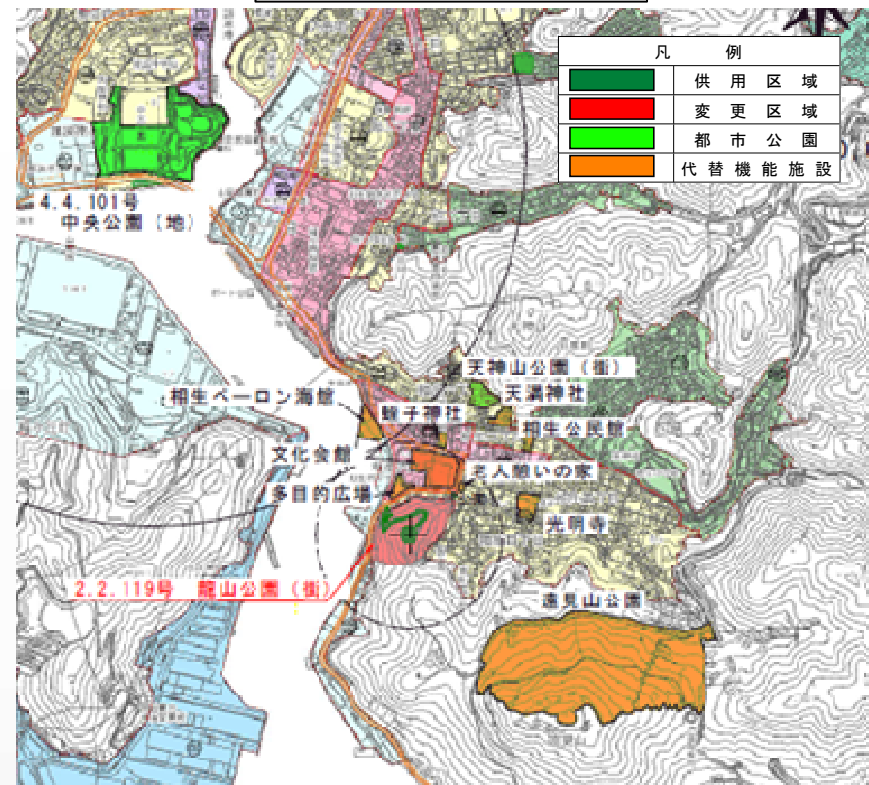
健康・文化レクリエーション

都市公園（中央公園、天神山公園）、寺社（天満神社、蛭子神社、光明寺）、公共施設（文化会館、多目的広場、ペーロン海館、遠見山公園、老人憩いの家）、公民館（相生公民館）

防災

都市公園（中央公園、天神山公園）、公民館（相生公民館）

龍山公園周辺代替施設



龍山公園周辺に代替施設がある。

○都市計画変更の理由

③公園整備の実現性

未共用部分は大部分が急傾斜地崩壊危険区域であるため、新たな整備が見込めない。

④建築制限

龍山公園の未共用部分には、一部民有地が存在しており、長期に渡り地権者に対し建築制限を課している状況である。

●結論

公園整備の実現性に示すとおり、**新たな整備の見通しが立たない中、長期に渡り建物の建築制限を課している**状況を踏まえ、都市公園としての**必要性の低下**や、**代替施設の有無**などを総合的に判断し、龍山公園の**未共用部分を都市計画区域から削除**する。

